

禮堂金石過眼錄（一卷）

ありて、専ら兩碑を考證しあれば就て見るべし。予輩の知るところには、咸興黃覃嶺碑のごとき、それの拓本は、以前既に人間に傳はりしも、未だ何人も此れに對して史學上の解釋を加へたるはあらず、或はその眞偽すらも紛糾の間にありしなるべきが、秋史一たび經眼して、三國史記、文獻備考等の誤を訂するを得たり。北漢碑の如きは特に甚し。もし一旦秋史に遭はされば、或は千古一頑石たらむのみ、然り而して此兩碑とともに半島最古の貞石なるに於てとや。秋史の功は、竟に設すべからず。予輩請ふ佗日を期して、其詳を紹介するを得む。

渤海の建州と元の建州

箭 内 互

建州の名は始めて新唐書卷二百十九渤海傳に見えたり、即ち「率賓故地爲率賓府、領華益建三州」とある

顧炎武の天下郡國利病書卷十二、北元の開元路の條に「癸巳年、師至開元、東土率平、於建州故城」□□るや否や。

渤海の建州の故城なりとするは、果して正鵠を得たるは、蓋し穩當なる見解ならんも、而も之を以て直に

ものは是なり。その後、遼史卷三十九地理志卷二十一契丹國志卷十二、金史卷二十四大金國志卷十八等に同名の州あれども、これら皆今の直隸省朝陽府の西に在りしものにて、渤海の建州とは同名異地なり。而して元の世、右の遼金二朝の後を承けたる建州の外に、別に建州といふ城あり、即ち元一統志に「上京」（即ち金の上京にて、今阿勒楚
（アーチュ）南曰建州）（滿洲源流考）とあるものは是なり。而して同書に又「混同江俗呼松阿哩江、（原文恐らくは宋武江又は松花江に作る。）源出長白、北流經舊建州西五十里、會諸水、東北流、經故上京下、達五國頭城（今之三城一名）北、又東北注於海」（滿洲源流考卷十五所引）ともあれば、滿洲源流考の編者が此建州を以て今の吉林府附近に比定したる

□□□□行路事、轄女直等戸、□□年、設開元□□
□□戸府、治黃龍府(下)とあり。此文に缺落多き
は遺憾なれど、元史卷五十九の開元路の條を見るに
「元初癸巳歲、出師伐之、生禽萬奴(即ち蒲鮮萬奴)、師至開元
恤品、東土悉平、開元之名始見於此、乙未歲、立開
元南京二萬戸府、治黃龍府(下)とあれば、始めの六
字は如何ともし難きも、他の六字は正しく補填する
を得べし。始めの六字も、試に之を推測すれば「設
開元千戸所」「設開元萬戸府」若くは「設軍民萬戸府」
の類なるべし。兎に角、何等かの役所を設けて路の
事務を執り行ひしことをいふに外ならず。さて茲に
所謂建州故城は、前記の建州と同じく今之吉林府附
近に在りしものとせば、固より議論も疑問も起らざ
れども、元代の初めに、金の上京の南に建州ありし
と同時に、東方には開元と名くる城ありしことは、
元一統志の記事に因りて明なるのみならず、當時吉
林省の東部及び朝鮮の北部を指せる開元の名は、此

城名より起りしこと、推測に餘あれば、茲に所謂建
州故城はこの開元城と地を異にせるものとは思はれ
ず。即ち開元城とは蒲鮮萬奴の敗亡前に所謂建州の
故城に命ぜられたる名にして、萬奴の敗亡と共に、
その地に、何等かの役所が設けられしものと推測せ
ざるを得ず。果して然らば是れこそ渤海の建州にし
て、かの吉林府附近の建州城は此三姓の地が開元城
と名けられし時、若くは、金の胡里改路、元の胡里
改萬戸府の治所となりし時に、渤海の舊名を襲ひし
ものと了解せらる。(元一統志に舊建州又は故建州とあらざと
史の世祖本紀、塔出傳及び高麗史忠烈王世宗等に、たゞ建州とのみ
あれば、故舊等の字を冠せりとて、必ずしも直に之を渤海の建州と認
むるを得ず、寧ろ一統志編纂當時に、は廢城となりしものと見るを得べし。但元一統志によれば、
開元城は上京の東南、南京(豆滿江の下流域にある延吉廳)の東
北に在りしが如く見ゆれば、人或は渤海の建州が率
賓府(今の綏芬河の河流域)の屬州の一たりしことを思ひ合せて、
之を以て綏芬河流域の或地點に比定せんとするもの
あるべきも、元來此記事に見ゆる方角はさまでに精

確なるものにあらず、若し悉くその示す所の方角に

拘泥して地名の比定を爲さば、思はぬ失敗に陥るべ

し。予は此記事中のすべての地名を考證したる結果、

開元城を以て、古來此方面の要地として有名なる三

姓城（一名依蘭府）に比定するを以て最も安全なりと信ず。

金代の胡里改路も元明時代の胡爾改斡朵憐二萬戸府

も皆此地方に治したこと、略ぼ疑なく、唐代の黒水

府も或は此處に在りしかとも考へらる。殊に明初、建

州衛（吉林府附近）の最初の長官たりし阿哈出も、建州左衛

（朝鮮慶尚北道會寧府）の最初の長官たりし猛哥帖木兒も共にも

と此地方に居りし人々たることは、（明實錄永樂十年の條

參照）偶々此三姓附近の地が、古く建州の名を有したり

しことを證するものといふを得ざるか。

之を要するに、天下郡國利病書の記事は顧炎武が

自家の臆斷を以て元史地理志の文に加筆したるに過ぎざるものとすれば、問題は直に解決せられんも、若

し之を以て何等かの根據ありしものと見ば、吾人の

致究を値すべし。乃ち記して博雅の指教を仰ぐ。

明治四十四年四月二十六日稿